

政令第二百七十二号

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「第九号」を「第十号」に改め、同号ニ中「第十三条第一項第十号」を「第十三条第一項第十一号」に改める。

附 則

この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

## 理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法第十六条第一項の規定により委託することができる業務の範囲を改める等の必要があるからである。